

## 国立大学法人鳴門教育大学学長の業績評価に関する申合せ

平成28年 9月29日

学長選考・監察会議決定

改正 令和 5年 5月12日

(趣旨)

第1条 この申合せは、国立大学法人鳴門教育大学学長選考・監察会議規則（平成16年規則第4号）第4条第3号に規定する学長の業績評価に関する事項について定める。

(実施時期)

第2条 国立大学法人鳴門教育大学学長選考・監察会議（以下「学長選考等会議」という。）は、原則として、学長の任期の起算日から3年目の6月に、学長の業務執行状況について、その任期の途中における業績評価（中間評価）を行うものとする。

(実施方法等)

第3条 学長の業績評価は、学長に対するヒアリング等を実施することにより行い、監事に出席を求め、意見を聴くものとする。

なお、実施に当たっては、次に掲げる資料を参照するものとする。

- (1) 学長就任時の所信表明
- (2) 中期目標・中期計画に係る書類
- (3) 監事による所見
- (4) その他学長選考等会議が必要と認める書類

2 学長の業績評価は、学長の任期の起算日から業績評価実施日までの期間を対象とする。

(評価結果の取扱)

第4条 学長選考等会議は、学長の業績評価について、その結果を原則として9月末までに学長に通知し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、鳴門教育大学ウェブページで公表するものとする。

(執行状況の確認等)

第5条 学長選考等会議は、第2条に規定する評価に資するため、同条に規定する評価を実施しない年度において、原則として6月に学長の前年度の執行状況を確認する。この場合において、学長に就任した年度は実施しないものとし、任期満了後引き続いて学長に就任した年度は実施する。

2 執行状況の確認方法等については、学長選考等会議がその都度定める。

(その他)

第6条 この申合せに定めるもののほか、学長の業績評価に関し必要な事項は、学長選考等会議において協議の上決定する。

附 則

この申合せは、平成28年9月29日から施行する。

附 則

この申合せは、令和5年5月12日から施行する。